

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員課長

住居手当の改正に伴う取扱い等について（通知）

平成17年12月1日付け高教職第871号「公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正について」及び平成18年3月31日付け高教職第1393号で通知したとおり、自宅に係る住居手当については、支給要件が新築、購入又は取得（人事委員会規則で定める事由によるものに限る。）の日（以下「新築、購入等の日」という。）から5年を経過していないものに限られることになりました。なお、平成18年度に限り経過措置が設けられています。

つきましては、条例改正に伴う自宅に係る住居手当の取扱い等は、下記のとおりとしますので、管内学校に周知するとともに、適正な取扱いがなされるようご指導をお願いします。

記

1 改正の概要

自宅に係る住居手当（単身赴任者の留守家族が居住する自宅に係る手当を含む。以下同じ。）については、所有権を有すること等を要件として支給しているが、平成18年4月1日以後は、その支給は新築、購入等の日から5年間に限られることとなる。

※ 平成18年度の経過措置

当該自宅について、新築、購入等の日から5年を経過している場合でも次の区分に応じた手当額を支給する。

（1）自宅に係る手当 1,700円

（2）単身赴任者の留守家族が居住する自宅に係る手当 800円

〔参考〕

手当の区分	新築、購入等の日からの経過期間	平成18年度（経過措置）	平成19年度以降	根拠（改正後の給与条例）
自宅に係る手当	5年超	(1,700円)	不支給	・第14条の3第1項第2号 ・附則第17項第1号
	5年以下	3,500円	3,500円	・第14条の3第1項第2号 及び第2項第2号
単身赴任の留守宅に係る手当	5年超	(800円)	不支給	・第14条の3第1項第4号 ・附則第17項第2号
	5年以下	1,700円	1,700円	・第14条の3第1項第4号 及び第2項第4号

（注） 根拠欄における附則は、平成17年高知県条例第97号（平成17年11月臨時議会における「公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」）の附則をいう。

2 住居届の様式の改正について

制度改正に伴い、別添のとおり様式を改正（「自宅」の区分の「住居取得理由」欄の下に「住宅の取得年月日」欄を新設）しますので、この通知の発出日以降は、この様式を使用してください。

3 新築、購入等取得の日（「新築等年月日」）の取扱いについて

このことについては、別紙に質疑の例を記載していますので、参考にしてください。

○新築、購入等取得の日（「新築等年月日」）の取扱いについて

①「新築がなされた日（建築工事完了日）」の確認方法

問 「5年を経過するまでの間」の起算日となる「新築された日」については、「建築工事の完了した日」とされているが、この日をどのような書類によって確認するか。

（答）「建築工事の完了した日」は、原則としてすべての工事が完了し入居し得る状態となった日であり、住宅を新築した者（建築主）は、工事が完了した場合、次に掲げるような書類をもって市町村等への申請・申告・登記の義務を課せられているので、これらの書類の写し等によって確認し、これらの書類に記載されている工事完了日又は新築日をもって、「建築工事の完了した日」とする。

（１）「不動産取得申告書」（地方税法第73条の18第1項）

（２）「建物の表示（保存）登記（登記済証が交付される。）」（不動産登記法第44条第1項等）

また、前述の書類が無い場合にあっては、固定資産税家屋課税台帳（又は家屋課税補充台帳）登録証明書に記載されている住宅の新築日又は建築工事を請け負った建築工事会社等が発行した証明書による建築工事完了日によって認定する。

②「購入がなされた日（住宅の引渡しを受けた日）」の確認方法

問 「購入がなされた日」については、「住宅の引渡しを受けた日」とされているが、この日をどのような書類によって確認するのか。

（答）「住宅の引渡しを受けた日」の確認は、売主が発行した「住宅引渡し証」等の書類に住宅が引き渡された日が明記されている場合は、これらの書類によって確認することができる。なお、これらの書類によって住宅が引き渡された日を確認できないときは、「住宅引渡し証」の発行年月日を、また、住宅売買（譲渡）契約書に「住宅の引渡し日」が特約されている場合にはこの「住宅の引渡し日」をもって、それぞれ「住宅の引渡しを受けた日」として取り扱って差し支えないこととされている。

さらに、これらの書類による確認が困難な場合は、所有者の移転登記がなされている場合にあっては、当該登記における登記原因となった「売買の日付」を、登記がなされていない場合にあっては、住宅売買（譲渡）契約書に記載されている「契約年月日」をもって、「住宅の引渡しを受けた日」として取り扱って差し支えないこととされている。

③新築住宅の「5年を経過するまでの間」の計算方法等

問 次に掲げるような場合の新築住宅に係る「5年を経過するまでの間」の計算方法及び手当の支給は、どのように行うか（職員が世帯主であることは確認済）。

- (1)平成15年4月2日新築（建築工事完了）（建築工事会社が発行した証明書による）
- (2)同年4月20日「家屋表示登記及び保存登記」手続完了
- (3)同年8月7日 当該新築住宅へ転居（平成20年以降も入居しているものとする。）

(答) 設問の場合の期間は、新築工事完了日、すなわち平成15年4月2日から起算（初日を算入）し、5年を経過する日は平成20年4月1日（起算日の応当日の前日）となる。

したがって、手当は支給要件のすべて（所有、居住、世帯主）を具備した日（平成15年8月7日）の属する月の翌月（平成15年9月）から「5年を経過する日」の属する月（平成20年4月）まで月額3,500円を支給することとなる。